

令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー、食料品等の高騰の影響により運営経費の増額が見込まれる障害福祉サービス事業所等の安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、障害福祉サービス事業所等を運営する者に対し、予算の範囲内において令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等を提供する施設及び事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年1月1日時点において、別表障害福祉サービス種別の欄に掲げる障害福祉サービス等を提供する障害福祉サービス事業所等として埼玉県知事に指定されていること。
- (2) 市内で障害福祉サービス事業所等を運営していること。
- (3) 補助金の申請日時点において障害福祉サービス事業所等を休止していないこと。
- (4) 補助金の申請日の属する月の翌月の末日までに、障害福祉サービス事業所等の休止又は廃止を行う予定がないこと。
- (5) 令和7年4月1日から同年11月30日までの間に障害福祉サービス等の提供実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 暴力団（白岡市暴力団排除条例（平成25年白岡市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者
- (2) 本市が実施する事業者向けの物価高騰対策支援に係る補助金を同一会計年度中に受ける予定の者又は受けた者
- (3) その他市長が適当でないと認める者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、当該区分ごとに同表障害福祉サービス種別の欄に掲げる複数の障害福祉サービス等を提供している場合は、これらを合計した額とする。

(交付申請等)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）のとおりとする。

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項を記載した書類は、様式第2号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金請求金額内訳表とする。

3 補助金の申請は、原則として障害福祉サービス事業所等を運営する者が対象事業所について一括で行うものとする。

(申請期限)

第6条 申請書兼請求書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

(交付決定等)

第7条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第3号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書のとおりとし、同条第2項の規定による通知は、様式第4

号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書により行うものとする。

(交付決定の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容に変更が生じた場合、速やかに様式第5号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付決定変更申請書（以下「変更申請書」という。）に変更の内容を確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更をすることが適当であると認めたときは、様式第6号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付決定変更通知書により通知するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による取消し又は返還の通知は、様式第7号の令和7年度白岡市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消通知書により行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に支給した補助金に係る第9条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	障害福祉サービス種別	補助金額
入所系	施設入所支援	定員1人当たり 11,000円
通所系（障害者）	生活介護 就労継続支援B型	1事業所当たり 64,000円
通所系（障害児）	児童発達支援 児童発達支援センター 放課後等デイサービス	1事業所当たり 32,000円 ※同一法人が同じ所在地に存する障害福祉サービス事業所等で複数のサービス種別の障害福祉サービス等を提供している場合は、いずれか1サービスのみ補助の対象とする。
居住系	共同生活援助	1事業所当たり 64,000円
訪問系・相談系	居宅介護 重度訪問 行動援護 同行援護 保育所等訪問支援（同一建物内で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している場合を除く。） 計画相談支援	1事業所当たり 32,000円 ※同一法人が同じ所在地に存する障害福祉サービス事業所等で複数のサービス種別の障害福祉サービス等を提供している場合は、いずれか1サービスのみ補助の対象とする。

	障害児相談支援事業 地域移行支援 地域定着支援	
--	-------------------------------	--